

長浜市木之本町古橋の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えるので、同条第5項の規定に基づき、審議会の意見を求める。

令和6年2月28日

滋賀県流域治水推進審議会会長

議第 2 号

長浜市木之本町古橋の浸水警戒区域の指定について

1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
4. 長浜市長の意見

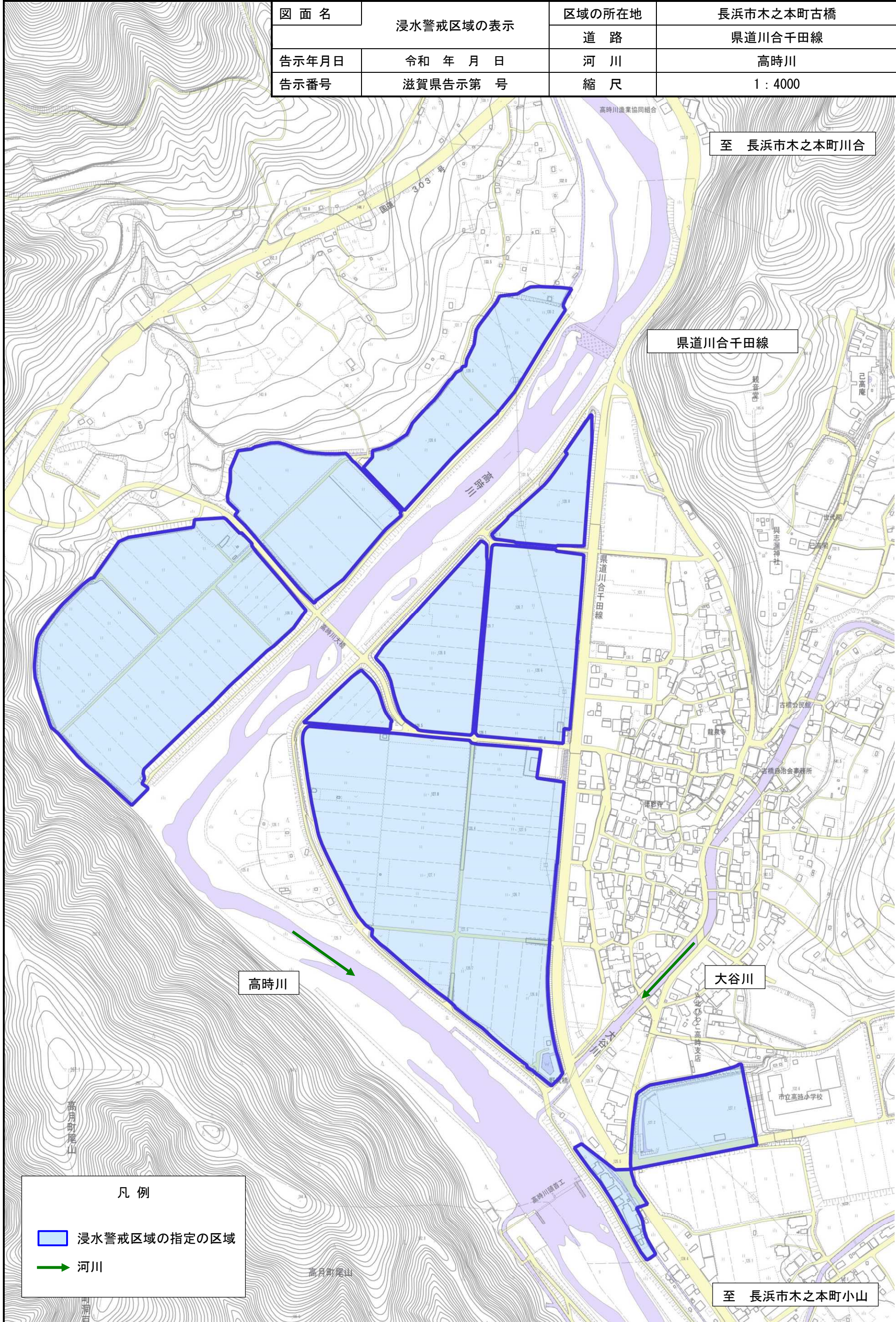
【説明資料】

- ① 長浜市木之本町古橋での取組状況について
- ② 長浜市木之本町古橋 水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版
- ③ 長浜市木之本町古橋 水害・土砂災害に強い地域づくり計画



1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域

図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	長浜市木之本町古橋
告示年月日	令和 年 月 日	道路	県道川合千田線
告示番号	滋賀県告示第 号	河川	高時川
		縮尺	1 : 4000



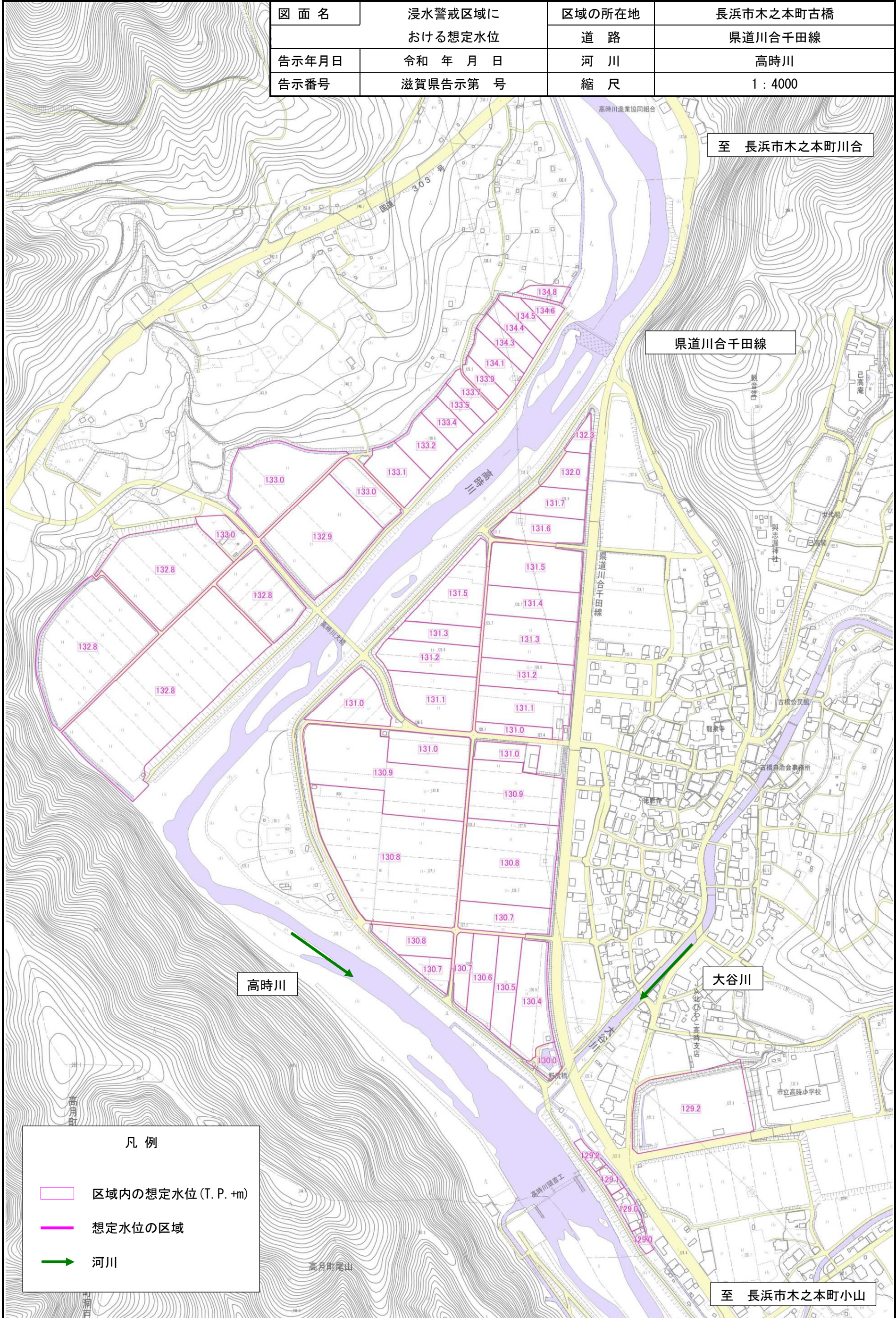
凡例

浸水警戒区域の指定の区域
→ 河川

※背景図は、長浜市都市計画図（白図）を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位

図面名	浸水警戒区域における想定水位	区域の所在地	長浜市木之本町古橋
告示年月日	令和 年 月 日	道路	県道川合千田線
告示番号	滋賀県告示第 号	河川	高時川
		縮尺	1 : 4000



凡例	
	区域内の想定水位 (T. P. +m)
	想定水位の区域
	河川

※背景図は、長浜市都市計画図（白図）を使用し、建物の位置・形状を一部修正している。

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和6年1月26日～2月8日)

2名より下記意見書が提出されました。(原文のまま記載)

【意見書①】

「長浜市木之本町古橋における浸水警戒域指定(案)」については、意見はございませんが、村内を流れている大谷川の滞留土砂に関して、滞留土砂の撤去を要望すると共に、ご検討頂きたい。

国交省のサイトにも、「堆積した土砂は、河川の流下能力を低下させるものであり、洪水被害を未然に防止するため、速やかに撤去する必要があります。」と、掲載されております。上流にあるダムが、砂防ダムになってから、土砂の堆積が年々進んでいると、自治会関係者から聞いております。私の所有する家屋の裏側に大谷川が流れており、日々様子を見ておりますが、約8年～10年前までは全く無かった堆積土砂が年々増えており、現在では村内を流れる大谷川の半分近くに土砂堆積が見られます。土砂堆積は、川底から約1mに達している箇所も多くあるようです。

河床が上昇し流下能力不足のリスクが高まっている状況が、続いております。また、近年の頻発化・激甚化する豪雨により、氾濫危険水位を超過する危険性が増し、大谷川の氾濫等さらなる災害が発生するのではないかと村民の不安は一層高まっています。

河道が本来持っている流下能力を確保・維持することにより、村民の生命や財産を守り、町民が安心して暮らすことができるよう早急に古橋自治域の大谷川河川の河道面積を確保しながら、堆積土砂の除去を検討及び実施頂くことを切に要望いたします。

【意見書②】

被害の経緯

当地区の補助整備事業(滋賀県と合併前の木之本町)により道路を作られましたが、うちだけ取り残され雨シーズンになると浸水被害が発生します。

浸水の原因は道路との高低差だと思います。

道路の一部は私有地です。その記録は旧木之本役場に残ってます。

協力者なのに被害者となってしまいました

皆と平等にして下さい。お願い致します

4. 長浜市長の意見

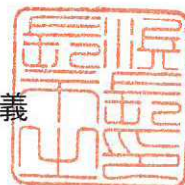
(回答：令和6年2月19日付け長道河第711号)

別紙のとおり

長道河第711号
令和6年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 浅見 宣義



滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する
意見照会について(回答)

平素は、本市の河川行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年2月9日付け滋流政第13号で意見照会のありました滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定に関する意見につきましては、別紙のとおり回答します。

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく

浸水警戒区域の指定に関する意見について

意見

現在の「流域治水」を進めるに当たっては、「河川整備」のハード面と「出前講座や図上訓練、まちあるき」などのソフト面の両輪で進めることが長浜市の基本姿勢である。

令和4年8月5日の集中豪雨によって、今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域の周辺でも甚大な被害が発生したことから、姉川・高時川沿川の治水安全度を一刻も早く高める必要があり、高時川の河川整備については、丹生ダム建設事業の代替事業であるという認識において、湖北圏域河川整備計画期間に関わらず、早期の整備完了をお願いしたい。

併せて、下流優先の原則にこだわらず、被害が集中した上中流部の整備について、下流部と同時進行で整備を図っていただくと共に、現湖北圏域河川整備計画について、早期に検証と見直しを行っていただきたい。

また、今回、浸水警戒区域に指定しようとする区域については、住民への丁寧な説明と十分な理解を得たうえで指定の手続きに進んでいただきたい。

なお、市内に想定浸水深が3mを越える区域が集中している状況は県下に類を見ないものであることから、本市における浸水警戒区域の指定については、地域住民の理解が得られるよう、引き続き丁寧かつしっかりと説明を行うとともに、市民・県民の命と財産を守るため、地域実情を踏まえた手厚い補助制度となるよう制度拡充をお願いしたい。

(担当)

長浜市都市建設部

道路河川課 川瀬 義典

連絡先 0749-65-6532